保管金取扱窓口変更のお知らせ

熊本地方裁判所人吉支部

令和８年１１月９日（月）から、当支部で取り扱っている保管金事務を**熊本地方裁判所（本庁）事務局会計課保管金係**で取り扱うこととなりました。

住　　所　熊本市中央区京町１－１３－１１

電話番号　０９６－２４１－８９５１（直通）

つきましては、保管金を納付される際あるいは還付請求いただく際には、以下の点に御注意ください。

御不便をおかけしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

１　保管金の納付について

(1)　振込依頼書を使用した納付（当座納付）

１１月９日（月）以降、保管金の振込口座が次のとおり変更となります。

【変更前】　１１月４日（水）（集約の３開庁日前）までの納付先

肥後銀行人吉支店　（口座番号００４７１７）

※　変更前口座に振り込む場合は、変更前口座の所定の振込依頼書を使用してすみやかに振込手続を終えたうえ、**１１月４日（水）**までに、当支部に保管金提出書及び保管金受入手続添付書を提出してください（裁判所必着）。

【変更後】　１１月９日（月）以降の納付先

肥後銀行本店営業部　（口座番号００９７６２）

※　**１１月９日（月）**以降は、変更後口座の所定の振込依頼書を使用してお振込みいただき、熊本地方裁判所（本庁）に保管金提出書及び保管金受入手続添付書を提出してください。

なお、**１１月５日（木）及び同月６日（金）（集約の２開庁日前及び１開庁日前）**は事務の引継ぎを行うため、当座納付をすることができませんので、あらかじめ御了承ください。

(2)　現金での納付

１１月９日（月）以降は当支部及び熊本地方裁判所（本庁）のいずれでも現金による納付が可能ですが、釣銭の用意がありませんので、過不足のない納付に御協力ください。

なお、保管金の納付は、電子納付（インターネットバンキングやペイジー対応のＡＴＭ等を利用した納付）が便利ですので御利用ください。

１１月５日（木）及び同月６日（金）は事務の引継ぎを行うため、緊急の場合を除き、当支部では保管金の受入れができませんので、あらかじめ御了承ください。

(3)　電子納付

１１月４日（水）以前にお渡しした保管金提出書に記載された納付番号等（電子納付に必要な番号）は**１１月５日（木）（集約の２開庁日前）**以降使用できません。したがって、**１１月４日（水）**以前に保管金提出書をお受け取りになり、同日までに電子納付ができない場合は、当支部で納付番号等を再発行させていただきますので、書記官室までお申し出ください。

なお、納付番号等の再発行は**１１月９日（月）**以降となり、**１１月５日（木）及び１１月６日（金）**に納付番号等の再発行を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

２　保管金の還付について（保管金に残額が生じた場合）

(1)　事前還付請求がある場合

１１月９日（月）以降は、熊本地方裁判所（本庁）から還付されます。還付にあたって特段の手続は必要ありません。

(2)　事前還付請求のない場合

１１月９日（月）以降は、窓口の現金還付については熊本地方裁判所（本庁）及び当支部のいずれでも行うことが可能ですが、当支部での現金還付を希望される場合は、数日程度お時間をいただくこととなりますので、還付請求の際はできる限り振込払いを御利用ください。

なお、保管金の納付時に事前還付請求（保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄への記載）を御利用いただくと、請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、是非御利用ください。

３　小切手の取扱いについて

１１月９日（月）以降、小切手による２（２）の保管金還付の場合、小切手を受け取ることができる窓口は、当支部ではなく、熊本地方裁判所（本庁）のみになりますので、御注意ください。

（連絡先）

熊本地方裁判所（本庁）事務局会計課保管金係

住所　熊本市中央区京町１－１３－１１

電話番号　０９６－２４１－８９５１（直通）

熊本地方裁判所人吉支部庶務課

住所　熊本県人吉市寺町１

電話番号　０９６６－２３－４８５５